

# 平成24年度町外通勤者助成金のご案内



町内に居住し町外の職場へ通勤する若者（18歳以上30歳以下の方）に月額5千円の豊頃町商品券を支給します。

## ★ 次のすべての要件に該当する方

- ① 本町に居住し、町外の職場に通勤している方
- ② 昭和56年4月2日～平成6年4月1日生れの方
- ③ 月10日以上町外通勤日数が3カ月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を完納している方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと。

## ★ 助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

## ★ 助成金額

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。ただし、勤務実績に応じて支給月数が変わります。

## ★ 申請時期

上半期の申請は9月末日まで、下半期の申請は3月末日までの申請となります。

## ★ 交付時期

上半期分・下半期分の助成金は、申請月の翌月末日までに交付します。  
10月（上半期分）・4月（下半期分）

※ 詳細については企画課町づくり推進係までお問合せください。

# 平成24年度豊頃町住宅用太陽光発電システム導入補助金のご案内

## ★ 補助金を申請できる人

お住まいの住宅に太陽光発電システムを新たに設置する方で、町税を滞納していない方です。

## ★ 補助対象となる太陽光発電システム

- ① 未使用のものに限ります（中古品は対象外）。
- ② 電力会社と電力供給契約を締結しなければなりません。
- ③ 省エネナビが設置されていなければなりません。
- ④ その他、詳細についてはお問合せください。

## ★ 補助金の金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり7万円（上限28万円）です。  
公称最大出力が3.5kWのシステムの場合、7万円/kW×3.5kW=24.5万円です。

## ★ 補助金を受けた方の義務

- ① 助成を受けた方には半年毎に運転状況の報告が義務付けられます（設置後2年間）。
- ② 助成を受けて設置された対象システムは、設置後15年間は処分できません。

## ● 国の補助

詳細は「太陽光発電普及拡大センター」にご相談ください。

▼経済産業省の補助金受付窓口  
一般財団法人 太陽光発電協会  
太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）  
〒261-7112  
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6  
WBGマリブイースト 12F  
電話：043-239-6200

※ 詳しくは企画課町づくり推進係までお問合せください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

# 地域農業の問題解決に向けた支援が始まります



地域農業で深刻化している高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、10年後または未来の地域農業の展望が描けない地域が全国で広がっています。

そのため国は、平成24年度を食と農林漁業の再生元年と位置づけ、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく施策を展開することとしています。

地域の中心となる経営体の育成や、農地集積の加速化、新規就農者の拡大など実施するための事業が新設され、これらの支援策を実行していくための具体的な「人・農地プラン」を町が策定することとされており、豊頃町では、平成24年度において生産者の皆様の現状を把握し、関係機関と連携しながらプランの策定にむけて準備を進めております。



## 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく新たな施策（人・農地プラン関係）

支援事業	内 容	要 件 等
青年就農給付金（経営開始型）	人・農地プランに位置付けられた新規に自ら独立して農業を自営就農する農業者に対し、年間150万円を最長5年間給付 ※ 親からの経営継承（親元に従事してから5年以内）や親の経営から独立した経営部門を行う場合も対象 ※ 経営継承は農地の所有権移転を原則とする	・原則45歳未満であること ・前年の所得が250万円未満であること ・自ら農地の所有権もしくは利用権（外部からの貸借が主）を有している ・自ら主要な機械、施設を所有もしくは貸借していること ・本人名義で生産物の出荷取引をし、自ら経営収支を管理していること ・5年後に農業で生計が成り立つ経営開始計画であること
農地集積協力金（経営転換協力金）	人・農地プランが作成された地域において、土地利用型農業からの経営転換や離農等により、地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に対して協力金を支給  0.5 ha 以下 : 30万円/戸 0.5 ha 超 2.0 ha 以下 : 50万円/戸 2.0 ha 超 : 70万円/戸	・農業者戸別所得補償制度の加入者であること ・農地利用集積円滑化団体へ10年以上の白紙委任をし、6年以上の農地の貸付けを行うこと ・遊休農地を保有していないこと ・主要な農業用機械を廃棄処分するか、地域の中心となる経営体へ無償譲渡すること ・今後10年間農作物の作付及び販売を行わないこと
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）5年間無利子化	人・農地プランに位置付けられた認定農業者が借入れるスーパーL資金について、貸付当初から5年間無利子となるよう利子助成 ※ 借入用途など一定の要件ができる場合があります	・農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者であること
戸別所得補償制度規模拡大加算	人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合、その範囲内で利用権の設定がされれば、本来の要件である農地の連坦化がされていなくても面的要件を満たすこととし、農地を借り受けた経営体に対して  2万円/10aを交付 ※ 人・農地プランに位置付けられていない方も連坦化された場合対象となります	・農用地区域の農地 ・農地利用集積円滑化団体への白紙委任による利用権設定であること ・新たな規模拡大であり、6年以上の利用権設定をすること

※ 基本的な内容は上記のとおりですが、個々に様々なケースがありますので、詳しくは役場産業課までご相談ください。

問合せ先 役場産業課農政係 ☎ (574) 2217